

平成31年1月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成31年1月定例教育委員会付議議案 目次

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて……………1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第1号議案	臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱第2条に基づく 通学校の変更の許可について……………2
第2号議案	臼杵市教育委員会公印規則の一部改正について……………3

第 2 号議案

臼杵市教育委員会公印規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。

平成 30 年 12 月 26 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市教育委員会規則第 1 号

臼杵市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会公印規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（電子公印）

第 10 条 電子公印とすることのできる公印は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 電子公印を使用しようとするとき、又は電子公印の使用を中止しようとするときは、あらかじめ電子公印（使用開始・中止）届（様式第 4 号）を教育長に提出しなければならない。

3 電子公印の印影の色は、原則として黒色とする。

4 電子公印を公文書に使用するとき、複製等による偽造を防止するため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。ただし、教育長が、電子公印を使用する公文書の目的、内容等により偽造防止の措置を講ずる必要がないと認めるときは、この限りでない。

（1）複製した場合において、「複製」等の文字が浮かび出る用紙を使用すること。



（2）用紙に透かしを入れ、又は模様を印刷すること。

5 電子公印の使用者は、電子公印の使用を中止したとき、又は電子公印を廃止し

たときは、速やかにコンピュータシステムに記録した当該中止又は廃止に係る公印の印影を消去しなければならない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

名称	書体	型式	寸法（単位mm）
臼杵市教育委員会印	れい書		方21
臼杵市教育委員会教育長印	れい書		方18

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第10条関係） [別紙]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

総合行政システム移行に伴い、教育委員会発行の各通知書への電子公印使用に対応が可能な規定へ改正する必要があるため。